水道料金の改定

問い合わせ:水道管理課 Ta 23-2020

水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うため、平成 29 年度から水道料金を改定しています。 今回の改定は、市民の皆さんの負担を最小限にする ため、激変緩和措置を適用しています。

平成29年から平成31年の3年間で段階的に引き上げる計画で、今年で完了します。

1カ月あたりの水道従量料金表

円 (税抜き)

1 /.	一刀月のにソツ小坦1に里代立入 □(炕饭さ					
		新料金				
	使用水量㎡	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年		
		4月1日~	4月1日~	4月1日~		
	~8	0	0	0		
従	9 ~ 11	136	144	156		
量	12 ~ 15	141	149	162		
料	16 ~ 20	144	153	166		
金	21 ~ 30	161	171	185		
717	31 ~ 40	173	183	198		
	41 ~ 50	181	191	207		
	51 ∼ 100	185	196	212		
	101 ~ 500	190	201	218		
	501 ~	194	206	223		

※口径による従量料金の差はありません。

【具体的な料金の算定の比較】

※口径 13 mmで 1 カ月 20 m 使用した場合

●現行は

基本料金が 1,200 円で 144 円が 3 ㎡で 432 円 149 円が 4 ㎡で 596 円 153 円が 5 ㎡で 765 円

+消費税239 円=合計3,232 円

●平成31年4月からは

基本料金が 1,250 円で 156 円が 3 ㎡で 468 円 162 円が 4 ㎡で 648 円 166 円が 5 ㎡で 830 円 + 消費税 255 円

+消費税 255 円 =合計 3,451 円

1カ月あたりの水道基本料金表

円 (税抜き)

		新料金		
	口径	平成 29 年 4月1日~	平成 30 年 4月1日~	平成 31 年 4 月 1 日~
++	13mm	1,100	1,200	1,250
基	20mm	1,380	1,490	1,550
本	25mm	1,650	1,800	1,900
料	30mm	2,150	2,300	2,400
金	40mm	2,850	3,000	3,100
	50mm	5,400	5,700	5,950
	75mm	10,650	11,250	11,800
	100mm	24,750	24,850	24,900

水道料金改定では基本料金の減免制度を設けました

今回の改定では、福祉政策的な観点から基本料金 の減免措置を行っています。

1減免額

改定前後の基本料金の差額分を減免額とします。

円 (税抜き)

口径	改定前	改訂後
	~平成 29 年 3 月 31 日	平成31年4月1日~
13mm	1,000	1,250 (250)
20mm	1,350	1,550 (200)

※()内は減免額になります。

②減免の対象

安来市内に住民登録をしている住居で、メーター 口径が 13 ミリメートル、20 ミリメートルの使用者 のうち、生計を一にする者および同一のメーターを 利用する世帯全員の前年分の総所得額が下記の条件 を満たす世帯。(※生活保護受給世帯を除く)

▼1人世帯: 480,000 円以下 ▼2人世帯: 960,000 円以下 ▼3人世帯: 1,440,000 円以下 ▼4人世帯:1,920,000円以下

▼5人以上:1,920,000円に4人を超える1人に つき330.000円を加算した額以下

③申請の方法

「水道基本料金減免申請書」に生計を一にする者 および同一のメーターを利用する世帯全員の①住民 票②市県民税課税証明書または収入の状況がわかる 書類を添えて申請して下さい。

▼申請書設置場所、申請先:水道管理課(伯太庁舎) ※市のホームページにも掲載しています。

4申請の期間

申請年度の7月末日まで

※8月1日以降に水道を使用開始した人は、開始日から1カ月以内に申請してください。

⑤申請の有効期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日 ※引き続き減免を受けようとする場合は、年度 でとに更新の手続きが必要になります。

⑥減免制度の期間

平成34年3月31日までになります。

